

南房総市告示第157号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、令和4年7月23日から効力を生ずる。

令和4年7月22日

南房総市長 石 井 裕

変 更 調 書

新		旧		地 番
大 字	字	大 字	字	
富浦町 豊岡	四反目	富浦町 豊岡	成 陽	185の内 188の内 190の1の内 191の内
			和 田	342の内
	和 田		成 陽	172の1、175、176、184の地先の道路である公有地の一部
	大 谷			191の内 192
	成 陽		和 田	340の内
	二反田		四反目	359の内 360の内 362の1の内
	磯津畑		二反田	381の内 382の内
	嶋 坪		磯津畑	427の内 427に隣接する道路である公有地の一部
			黒 畑	501
			野ヶ谷	526の内
			星 山	590の1、590の2に隣接する公有地の一部
	野ヶ谷		嶋 坪	500の2の内
			星 山	590の1に隣接する道路である公有地の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
備考 上記の土地の表示は、令和2年2月2日現在の登記事項証明書によるものである。